

## ◇ 遺産分割の調停を申し立てる方へ ◇

### 1 手続きの概要

被相続人が亡くなり、その遺産の分割について相続人の中で話し合いがつかない場合には家庭裁判所の遺産分割の調停又は審判の手続を利用することができます。調停手続を利用する場合は、遺産分割調停事件として申し立てます。この調停は、相続人のうちの1人もしくは何人かが他の相続人全員を相手方として申し立てるものです。

調停手続では、当事者双方から事情を聴いたり、必要に応じて資料等を提出してもらったり、遺産について鑑定を行うなどして事情をよく把握したうえで、各当事者がそれぞれどのような分割方法を希望しているか意向を聴取し、解決案を提示したり、解決のために必要な助言をし、合意を目指し話し合いが進められます。

なお、話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には自動的に審判手続が開始され、裁判官が、遺産に属する物又は権利の種類及び性質その他一切の事情を考慮して、審判をすることになります。

### 2 申立てできる方

- ・共同相続人
- ・包括受遺者
- ・相続分の譲受人

### 3 申立先

相手方の住所地(実際に住んでいる住所)の家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所

### 4 申立てに当たり提出をお願いするものは、次のとおりです。

手続きのために必要な場合は、書類や郵便切手の追加提出をお願いすることがあります。

(申立書提出の際、□のチェック欄を利用し、必要なものが揃っているかどうかご確認ください。)

- |                          |   |
|--------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> | 下記5及び6に記載の書類  |
| <input type="checkbox"/> | 収入印紙 1,200円分  |
| <input type="checkbox"/> | 郵便切手 100円×3枚, 82円×5枚, 20円×5枚, 5円×8枚(計850円)×人数分<br>(人数には、申立人も含めてください。) |
| <input type="checkbox"/> | 申立書の写し×相手方の人数分  |

### 5 申立てする方が、記入して提出する書類

|   | 書面の名称                      | 書面の説明   |
|---|----------------------------|---|
| 1 | <b>遺産分割調停申立</b><br><br>記載例 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・裁判所から、申立書の写しを相手方に送付します。</li> <li>・知られたくない住所等は「連絡先等の届出書」に記載し、申立書には記載しないでください。</li> </ul> |
| 2 | <b>連絡先等の届出書</b><br><br>記載例 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全の確保等の必要から申し出があった場合には、原則的に非開示(住所等の記載された書面を見せたり、コピーさせたりしないようにすること)とします。</li> </ul>      |

### 6 申立てする方が、用意して申立書と共に提出する書類

|   |   |
|---|---|
| 1 | 相続関係が判明する戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ※ 詳細は下記8を参照してください。<br>※現在の戸籍については、発行日から3か月以内のもの |
| 2 | 相続人全員の現在の住民票又は戸籍附票(発行日から3か月以内のもの)<br>※住民票の場合は、個人番号(マイナンバー)の情報が記載されていないもの          |
| 3 | 遺産に関する証明書(不動産登記事項証明書及び固定資産評価証明書, 預貯金の通帳写し(残高証明書でも可), 有価証券写し等)                     |

## 7 申立てする方に読んでおいてほしい書類

|   |                             |  |
|---|-----------------------------|--|
| 1 | <b>裁判所に書面を提出される方へ</b>       | ・ 裁判所に書面を提出する場合の注意書です。   |
| 2 | <b>情報の非開示を求める場合の取扱いについて</b> | ・ 提出する書面に記載されている情報を相手方に対して非開示（見せたり、コピーさせたりしないこと）とすることを求める場合の説明書です。よくお読みください。<br>・ 相手方に知られたくない情報が含まれた書面などを裁判所に提出するかどうかは、ご自身で判断してください。 |
| 3 | <b>遺産分割調停のしおり</b>           | ・ 調停の進行についての説明書です。   |

## 8 遺産分割調停申立てに必要な戸籍関係

### 【共通】

- ①被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本（全部事項証明書）
- ②相続人全員の戸籍謄本（全部事項証明書）
- ③被相続人の子（及びその代襲者）で死亡している者がある場合，その子（及びその代襲者）の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本（全部事項証明書）

### 【相続人が（配偶者と）第二順位相続人（直系尊属）の場合】

- ④死亡している直系尊属（相続人と同じ代及び下の代の直系尊属に限る（例：相続人が祖母の場合，父母と祖父））がある場合，その直系尊属の死亡の記載のある戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本（全部事項証明書）

### 【相続人が配偶者のみの場合又は（配偶者と）第三順位相続人（兄弟姉妹及びその代襲者としてのおいめい）の場合】

- ④被相続人の父母の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本（全部事項証明書）
- ⑤被相続人の直系尊属の死亡の記載のある戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本（全部事項証明書）
- ⑥死亡している兄弟姉妹がある場合，その兄弟姉妹の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本（全部事項証明書）
- ⑦代襲者としてのおいめいに死亡している者がある場合，そのおいめいの死亡の記載のある戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本（全部事項証明書）

上記以外に必要ながあれば，追加書類等の提出をお願いすることがあります。

## 9. Q&A

Q1. 被相続人の債務の負担者などについても、家庭裁判所で話し合うことができるのですか。

A. 被相続人の債務(借金等)は、法律上相続開始によって法定相続分に応じて当然に分割されますので、原則として、遺産分割の対象にはならないと考えられています。したがって、調停において、当事者間で特定の相続人が債務を相続する旨の合意が成立したとしても、あくまで相続人間の内部関係を決めたに過ぎず、その内容を債権者に主張できるわけではありません。

Q2. 相続人の一人が遺産の一部を隠していると疑っているのですが、家庭裁判所に申立てをすれば調べてもらえるのですか。

A. 家庭裁判所の遺産分割手続は、遺産を探し出すことを目的とした手続ではありません。もちろん、調停のときなど、相続人に対して、その遺産の範囲や内容について意見を聴き、必要な資料の提出を促すことはありますが、ほかにも遺産があると考えられる場合には、原則として、自らその裏付けとなる資料を提出することが求められます。

Q3. 調停での話し合いがまとまらない場合は、どうなるのですか。

A. 調停は不成立として終了しますが、引き続き審判手続で必要な審理が行われた上、審判によって結論が示されることとなります。

この申立書の写しは、法律の定めるところにより、申立ての内容を知らせるため、相手方に送付されます。

|        |  |  |                     |
|--------|--|--|---------------------|
| 受付印    | <input type="checkbox"/> 調停<br><input type="checkbox"/> 審判 |  | <b>遺産分割 申立書</b>     |
|        | (この欄に申立て1件あたり収入印紙1,200円分を貼ってください。)                         |  |                     |
| 収入印紙   | 円  |  |                     |
| 予納郵便切手 | 円  |  | (貼った印紙に押印しないでください。) |

|             |                             |   |
|-------------|-----------------------------|---|
| 家庭裁判所<br>御中 | 申立人<br>(又は法定代理人など)<br>の記名押印 | 印 |
| 平成 年 月 日    |                             |   |

|      |  |  |  |     |
|------|--|--|--|-----|
| 添付書類 | (審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。)   |  |  | 準口頭 |
|      | <input type="checkbox"/> 戸籍(除籍・改製原戸籍) 謄本(全部事項証明書) 合計 通<br><input type="checkbox"/> 住民票又は戸籍附票 合計 通<br><input type="checkbox"/> 不動産登記事項証明書 合計 通<br><input type="checkbox"/> 固定資産評価証明書 合計 通<br><input type="checkbox"/> 預貯金通帳写し又は残高証明書 合計 通<br><input type="checkbox"/> 有価証券写し 合計 通 |  |  |     |

|      |               |          |            |
|------|---------------|----------|------------|
| 当事者  | 別紙当事者目録記載のとおり |          |            |
| 被相続人 | 本籍<br>(国籍)    | 都道<br>府県 |            |
|      | 最後の住所         | 都道<br>府県 |            |
|      | フリガナ<br>氏名    |          | 平成 年 月 日死亡 |

|   |  |
|---|--|
| 申 立 て の 趣 旨   |  |
| 被相続人の遺産の分割の ( <input type="checkbox"/> 調停 / <input type="checkbox"/> 審判 ) を求める。 |  |

|             |  |
|-------------|--|
| 申 立 て の 理 由 |  |
| 遺産の種類及び内容   | 別紙遺産目録記載のとおり   |
| 被相続人の債務     | <input type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無 / <input type="checkbox"/> 不明  |
| ☆ 特別受益      | <input type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無 / <input type="checkbox"/> 不明  |
| 遺言          | <input type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無 / <input type="checkbox"/> 不明  |
| 遺産分割協議書     | <input type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無 / <input type="checkbox"/> 不明  |
| 申立ての動機      | <input type="checkbox"/> 分割の方法が決まらない。<br><input type="checkbox"/> 相続人の資格に争いがある。<br><input type="checkbox"/> 遺産の範囲に争いがある。<br><input type="checkbox"/> その他 ( ) |

(注) 太枠の中だけ記入してください。  
の部分には該当するものにチェックしてください。  
 ☆の部分には、被相続人から生前に贈与を受けている等特別な利益を受けている者の有無を選択してください。「有」を選択した場合には、遺産目録のほか、特別受益目録を作成の上、別紙として添付してください。

この申立書の写しは、法律の定めるところにより、申立ての内容を知らせるため、相手方に送付されます。

当 事 者 目 録

|                          |              |            |                           |
|--------------------------|--------------|------------|---------------------------|
| □ □<br>申 相<br>立 手<br>人 方 | 本 籍<br>(国 籍) | 都 道<br>府 県 |                           |
|                          | 住 所          | 〒 -        | ( 方)                      |
|                          | フリガナ<br>氏 名  |            | 大正昭和<br>平成 年 月 日生<br>( 歳) |
|                          | 被相続人<br>との続柄 |            |                           |
| □ □<br>申 相<br>立 手<br>人 方 | 本 籍<br>(国 籍) | 都 道<br>府 県 |                           |
|                          | 住 所          | 〒 -        | ( 方)                      |
|                          | フリガナ<br>氏 名  |            | 大正昭和<br>平成 年 月 日生<br>( 歳) |
|                          | 被相続人<br>との続柄 |            |                           |
| □ □<br>申 相<br>立 手<br>人 方 | 本 籍<br>(国 籍) | 都 道<br>府 県 |                           |
|                          | 住 所          | 〒 -        | ( 方)                      |
|                          | フリガナ<br>氏 名  |            | 大正昭和<br>平成 年 月 日生<br>( 歳) |
|                          | 被相続人<br>との続柄 |            |                           |
| □ □<br>申 相<br>立 手<br>人 方 | 本 籍<br>(国 籍) | 都 道<br>府 県 |                           |
|                          | 住 所          | 〒 -        | ( 方)                      |
|                          | フリガナ<br>氏 名  |            | 大正昭和<br>平成 年 月 日生<br>( 歳) |
|                          | 被相続人<br>との続柄 |            |                           |
| □ □<br>申 相<br>立 手<br>人 方 | 本 籍<br>(国 籍) | 都 道<br>府 県 |                           |
|                          | 住 所          | 〒 -        | ( 方)                      |
|                          | フリガナ<br>氏 名  |            | 大正昭和<br>平成 年 月 日生<br>( 歳) |
|                          | 被相続人<br>との続柄 |            |                           |

(注) □の部分には該当するものにチェックしてください。

遺産 ( / )









記入例 被相続人の長女が共同相続人を相手に遺産分割を求める場合

申立書を提出する裁判所

作成年月日

この申立書の写しは、法律の定めるところにより、申立ての内容を知らせるため、相手方に送付されます。

|                                    |      |  |     |
|------------------------------------|------|--|-----|
| 受付印                                | 遺産分割 | <input checked="" type="checkbox"/> 調停 | 申立書 |
|                                    |      | <input type="checkbox"/> 審判            |     |
| (この欄に申立て1件あたり収入印紙1,200円分を貼ってください。) |      |  |     |
| 印紙                                 |      |  |     |
| (貼った印紙に押印しないでください。)                |      |  |     |
| 収入印紙                               | 円    |  |     |
| 予納郵便切手                             | 円    |  |     |

|                                   |                             |  |
|-----------------------------------|-----------------------------|--|
| ○ ○ 家庭裁判所<br>御中<br>平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日 | 申立人<br>(又は法定代理人など)<br>の記名押印 | 乙野 春子 <span style="float: right;">(印)</span> |
|-----------------------------------|-----------------------------|--|

|      |   |     |
|------|---|-----|
| 添付書類 | (審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。)<br><input checked="" type="checkbox"/> 戸籍 (除籍・改製原戸籍) 謄本(全部事項証明書) 合計 ○ 通<br><input type="checkbox"/> 住民票又は戸籍附票 合計 通 <input type="checkbox"/> 不動産登記事項証明書 合計 通<br><input checked="" type="checkbox"/> 固定資産評価証明書 合計 ○ 通 <input checked="" type="checkbox"/> 預貯金通帳写し又は残高証明書 合計 ○ 通<br><input type="checkbox"/> 有価証券写し 合計 通 <input type="checkbox"/> | 準口頭 |
|------|---|-----|

|      |               |                                 |
|------|---------------|---------------------------------|
| 当事者  | 別紙当事者目録記載のとおり |                                 |
| 被相続人 | 本籍 (国籍)       | 都 道 ○ ○ 府 県 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ ○ 番 地 |
|      | 最後の住所         | 都 道 ○ ○ 府 県 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ 号     |
|      | フリガナ氏名        | 甲山 太郎 平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日死亡          |

|  |
|--|
| 申 立 て の 趣 旨  |
| 被相続人の遺産の分割の ( <input checked="" type="checkbox"/> 調停 / <input type="checkbox"/> 審判 ) を求める。 |

|             |   |
|-------------|---|
| 申 立 て の 理 由 |   |
| 遺産の種類及び内容   | 別紙遺産目録記載のとおり  |
| 被相続人の債務     | <input type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無 / <input checked="" type="checkbox"/> 不明  |
| ☆ 特別受益      | <input checked="" type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無 / <input type="checkbox"/> 不明  |
| 遺言          | <input type="checkbox"/> 有 / <input checked="" type="checkbox"/> 無 / <input type="checkbox"/> 不明  |
| 遺産分割協議書     | <input type="checkbox"/> 有 / <input checked="" type="checkbox"/> 無 / <input type="checkbox"/> 不明  |
| 申立ての動機      | <input checked="" type="checkbox"/> 分割の方法が決まらない。<br><input type="checkbox"/> 相続人の資格に争いがある。<br><input type="checkbox"/> 遺産の範囲に争いがある。<br><input type="checkbox"/> その他 ( ) |

(注) 太枠の中だけ記入してください。  
 の部分は該当するものにチェックしてください。  
 ☆の部分は、被相続人から生前に贈与を受けている等特別な利益を受けている者の有無を選択してください。「有」を選択した場合には、遺産目録のほかに、特別受益目録を作成の上、別紙として添付してください。

申立書の写しは相手方に送付されますので、あらかじめご了承ください。

この申立書の写しは、法律の定めるところにより、申立ての内容を知らせるため、相手方に送付されます。

当事者目録

|                                     |          |              |                                     |
|-------------------------------------|----------|--------------|-------------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | 本籍 (国籍)  | 都道府県         | 〇〇市〇〇町〇〇番地                          |
|                                     | 住所       | 〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 | 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 ( ) 〇〇アパート〇号 ( ) 方 |
|                                     | フリガナ氏名   | 乙野 春子        | 大正昭和平成 〇年〇月〇日生 ( 〇〇 歳)              |
|                                     | 被相続人との続柄 | 長女           |                                     |
| <input type="checkbox"/>            | 本籍 (国籍)  | 都道府県         | 〇〇市〇〇町〇番地                           |
|                                     | 住所       | 〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 | 〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号 ( ) 方                 |
|                                     | フリガナ氏名   | 甲山 花子        | 大正昭和平成 〇年〇月〇日生 ( 〇〇 歳)              |
|                                     | 被相続人との続柄 | 妻            |                                     |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 本籍 (国籍)  | 都道府県         | 〇〇市〇〇町〇番地                           |
|                                     | 住所       | 〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 | 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 ( ) 方              |
|                                     | フリガナ氏名   | 甲山 夏夫        | 大正昭和平成 〇年〇月〇日生 ( 〇〇 歳)              |
|                                     | 被相続人との続柄 | 長男           |                                     |
| <input type="checkbox"/>            | 本籍 (国籍)  | 都道府県         |                                     |

裁判所から連絡がとれるように正確に記入してください。ご不明な点があれば、申立書を提出される裁判所にお問い合わせください。

申立人と相手方(申立人以外の共同相続人全員)の区別を明らかにした上、該当する者全員を記入してください。

不動産の登記事項証明書(不動産登記簿謄本)の記載のとおり記入してください。

遺産目録 (□特別受益目録)

【土地】

| 番号 | 所在           | 地番  | 地目 | 地積<br>平方メートル | 備考                                 |
|----|--------------|-----|----|--------------|------------------------------------|
| 1  | 〇〇県〇〇市〇〇町    | 〇 〇 | 宅地 | 200 00       | 建物1の敷地                             |
| 2  | 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目 | 〇 〇 | 宅地 | 650 00       | 建物2の敷地(持分)<br>被相続人2分の1<br>甲山花子2分の1 |

遺産の全部(不明なものは除く)を記入してください。

不動産の登記事項証明書（不動産登記簿謄本）の記載のとおり記入してください。未登記の場合には、固定資産評価証明書の記載を参考にして記入してください。

遺産目録 (□特別受益目録)

【建物】

| 番号 | 所在                   | 家屋番号 | 種類    | 構造          | 床面積<br>平方メートル        | 備考      |
|----|----------------------|------|-------|-------------|----------------------|---------|
| 1  | 〇〇県〇〇市〇〇町<br>〇番〇号    | 〇〇   | 居宅    | 木造瓦葺<br>2階建 | 1階 50.00<br>2階 45.00 |         |
| 2  | 〇〇県〇〇市〇〇町<br>〇丁目〇番〇号 | 〇〇   | 店舗兼居宅 | 木造スレート葺平家建  | 100.00               | 甲山花子が居住 |

遺産の全部（不明なものを除く。）を記入してください。

遺産目録 (□特別受益目録)

【現金、預・貯金、株式等】

| 番号 | 品目                         | 単位  | 数量(金額)     | 備考      |
|----|----------------------------|-----|------------|---------|
| 1  | 〇〇銀行〇〇支店普通預金<br>(番号〇〇〇〇〇〇) |     | 5,000,000円 | 甲山花子が保管 |
| 2  | 〇〇株式会社 株式                  | 50円 | 8,000株     | 甲山花子が保管 |

被相続人から生前に贈与を受けている等、特別な利益を得ている者がいる場合には、遺産目録のほかに、特別受益目録を作成してください。

遺産目録 (☑特別受益目録)

【現金、預・貯金、株式等】

| 番号 | 品目             | 単位 | 数量(金額)     | 備考   |
|----|----------------|----|------------|------|
| 1  | 昭和〇年〇月頃の自宅購入資金 |    | 5,000,000円 | 甲山夏夫 |

生前贈与等の内容を端的に記載してください。

生前贈与等を受けた相続人の氏名を記載してください。

※ 連絡先等について非開示（住所等の記載された書面を見せたり、コピーさせたりしないようにすること）を希望するときは、下欄の非開示の希望に関する申出書に必要事項を記入してください。（書類の提出に当たっては、「裁判所に書類を提出される方へ（申立人用）」をご覧ください。）

## 連絡先等の届出書（申立人用）

（該当するものにチェックをしてください。）

### 1 書面の送付場所

標記の事件について、書面は次の場所に送付してください。

申立書記載の住所のとおり

下記の場所（A）

場所： \_\_\_\_\_

場所と本人との関係：住所 就業場所（勤務先）

その他 \_\_\_\_\_

### 2 平日昼間の連絡先

携帯電話番号（B）： \_\_\_\_\_

固定電話番号（自宅/勤務先）（C）： \_\_\_\_\_

どちらに連絡があってもよい。

できる限り、携帯電話/固定電話への連絡を希望する。

平成 年 月 日

申立人 氏名： \_\_\_\_\_ 印

※ 以下の欄は、非開示の希望がない場合は記入不要です。

本書面記載内容うち、下欄により非開示とすることを求めたもの（A、B、C）については、原則として開示しない取扱いとなります。  
他の提出書面に非開示の希望を出した住所等を記載しないように注意してください。

## 非開示の希望に関する申出書

安全確保のため、上記届出の（A B C）を、非開示とすることを希望します。

平成 年 月 日

申立人 氏名： \_\_\_\_\_ 印

## 裁判所に書面を提出される方へ（申立人用）

### 金沢家庭裁判所調停係

裁判所に書面を提出される場合には、以下の点にご留意願います。

#### 1 申立書の写しの送付・提出書面の開示について

(1) 法律の定めにより、あなたが提出された申立書の写しを相手方に送付します。

そのため、申立書は、相手方に読まれることを前提としてお書きください。

※「申立書の写し」は、相手方の人数分提出することとなっています。

(2) 裁判所に提出する書面には、あなたの主張、言い分、意見や希望などをまとめた「主張書面」やあなたの主張や言い分を裏付ける「資料」があります。あなたから提出される「主張書面」や「資料」については、**相手方からの希望があると、相手方にお見せしたり（「閲覧」と言います。）、コピーを認める（「謄写」と言います。）**こともありますので、**ご注意ください。**

※ もし主張書面に、相手方の人格を非難したり、感情的に相手方を攻撃したりするような内容などを書かれると、かえって調停が円滑に進まなくなる可能性があります。

#### 2 提出書面の作成方法について

##### <主張書面>

- (1) A4サイズ（この書面のサイズです。）の用紙を縦に使用してください。
- (2) 綴じしろとして左端より3センチメートル以上あけ、横書きに書いてください。
- (3) 必ず①裁判所名、②事件番号（平成〇〇年（家イ）第〇〇〇号）又は（平成〇〇年（家）第〇〇〇号）、③作成年月日を記載の上、署名押印をしてください。

##### <資料>

資料の現物は、お手元で保管して、それをコピーしたものを提出してください。

相手方に見られたくない部分がある場合

↓ ↓  
「情報の非開示を求める場合の取扱いについて」をご覧ください。

## 情報の非開示を求める場合の取扱いについて

あなたが、家庭裁判所に提出する書面に記載されている情報を、反対当事者に対して非開示（見せたり、コピーしたりさせないこと）とするよう求める場合は、以下の取扱いによってください。

### A

反対当事者からの暴力等があり、住所及び住所に関連する情報（職業、職場、学校名等）を反対当事者に知らせたくないときはどうすればいいですか。

安全の確保等の必要から申し出があった場合には、住所等を原則的に非開示とします。次の方法によって住居等が相手に知られないようにしてください。

**連絡先等の届出書の提出** → 「連絡先等の届出書」（記載例参照）を用いて住居等を届け出した上、非開示の希望がある場合には、この届出書下欄の非開示の希望に関する申出書に必要事項を記入して提出してください。申立書には秘匿希望の住所等は書かないでください。

**書面の提出** → 主張書面や資料（源泉徴収票、診断書、陳述書等）を提出するときは、住所等の部分をマスキング（紙で隠してコピーする）して消した状態で提出してください。

### B

裁判所に提出する書面（主張書面及び資料）に、上記A以外にも相手には知らせたくない情報が含まれているときはどうすればいいですか。

該当部分が見えないようにマスキング（紙で隠してコピーする）して消した状態で書面を提出してください。

※ この場合、マスキングされた部分は、家庭裁判所にも知らされない（提出されない）ので、家庭裁判所の判断の基礎とはなりません。

### C

反対当事者には見せたくないけれども、家庭裁判所には提出して判断の基礎としてほしい書面があるときはどうすればいいですか。

「非開示の希望に関する申出書」（記載例参照）に、非開示を求める部分と理由を明記し、提出資料をステープラ（ホチキス）で留めて一体化した上で提出してください。また、蛍光ペンでマークしたり、ラインを引いたりして非開示を求める部分を特定してください。

**注意！** あなたが、「非開示の希望に関する申出書」を提出した場合も、反対当事者等から閲覧謄写の請求があったときには、裁判官が認めるべきか否かを判断しますので、請求が認められたときは、非開示を求めた部分についても閲覧謄写されることになります。

平成24年（家イ）第000号

## 非開示の希望に関する申出書

別添書面（**陳述書**）について、下記のとおり非開示とすることを希望します。

平成24年 9月1日

申立人 相手方氏名 兼六花子 **印**

記

|  |  |
|--|--|
| 非開示を希望する部分及び非開示を希望する理由<br>※ 理由は、下のア～オのどれに当たるかと具体的事情を記してください。 |  |
| <input type="checkbox"/> 書面の全部                               | 理由（ア，イ，ウ，エ，オ）<br>事情  |
| <input checked="" type="checkbox"/> 書面の一部（以下の部分）             |  |
| 1  | 2ページの1の(2)<br><br>理由（ <b>ア</b> ，イ，ウ，エ，オ）<br>事情 子らが相手方のことを怖れているため、子らの気持ちが相手方に伝わることは避ける必要がある。                    |
| 2  | 5ページ10行目（申立人の知人の名前）<br><br>理由（ア， <b>イ</b> ，ウ，エ，オ）<br>事情 相手方は、申立人が当該知人と異性関係があったと思い込んでおり、同人の名前が伝わると迷惑が掛かるおそれがある。 |
| 3  | <br><br>理由（ア，イ，ウ，エ，オ）<br>事情  |

## 非開示を希望する理由

- ア 未成年者の利益を害するおそれがある。
- イ 当事者又は第三者の私生活や業務の平穩を害するおそれがある。
- ウ 当事者又は第三者の私生活についての重大な秘密が明らかにされることにより、社会生活を営むのに著しい支障を生じ、若しくは名誉を著しく害するおそれがある。
- エ 事件の性質、審理の状況、記録の内容等に照らして、閲覧、謄写等を許可することを不適当とする特別の事情がある。
- オ その他

## 遺産分割調停のしおり

金沢家庭裁判所

### 遺産分割の調停とは？

遺産分割は、亡くなられた方（この方を「被相続人」といいます。）が残した財産を相続人の間で分ける手続です。

家庭裁判所の調停は、ご親族間の遺産分割について、裁判官と民間から選ばれた第三者（調停委員）を介して非公開の場で話し合い、助言やあっせんを図る手続です。裁判とは異なり、調停委員の仲介の下で、遺産の分け方について、自主的に話し合い、お互いに解決策を出し合って、合意をめざすものです。

### 調停で解決するために

遺産分割では、いろいろな問題がからみ合い、問題が複雑になっているために解決が難しくなってしまいうこともあります。そこで、法律等によって、遺産分割に関してさまざまなルールが定められています。ルールを理解していただかないと、皆さんが調停に期待されることと、実際に調停でできることとの間にズレが生じることも少なくありません。

そこで、次に遺産分割に関するルールのいくつかを紹介しますので、調停までにお読みになり、理解していただくようお願いします。

### Q1 調停はどのように進められますか？

- A 遺産分割はいろいろな問題がからみ合うことが多く、調停では、からみ合った糸をほぐし、協議すべきことを整理しながら進行していきます。調停手続の流れは、次のとおりです。

### 遺産分割調停の流れ

申立て





## 調停期日の通知

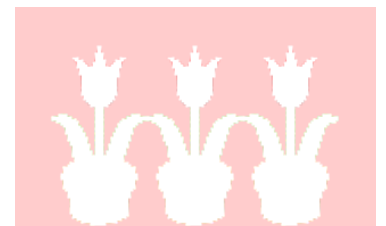
↓ ご自身の意見の整理や資料の収集などをお願いします。

## 調停期日

- 1 相続人と法定相続分の確定
- 2 遺産の範囲の確定  
遺産として何があるのか、何を分割の対象とするのかを確定します。
- 3 遺産の評価
- 4 特別受益や寄与分の確定  
生前贈与や遺贈（特別受益）を受けた相続人と、遺産の維持形成に特別な貢献（寄与分）をした相続人を確定し、その内容を確認します。
- 5 各相続人の具体的な相続分の算出
- 6 遺産の分割

## 調停の成立

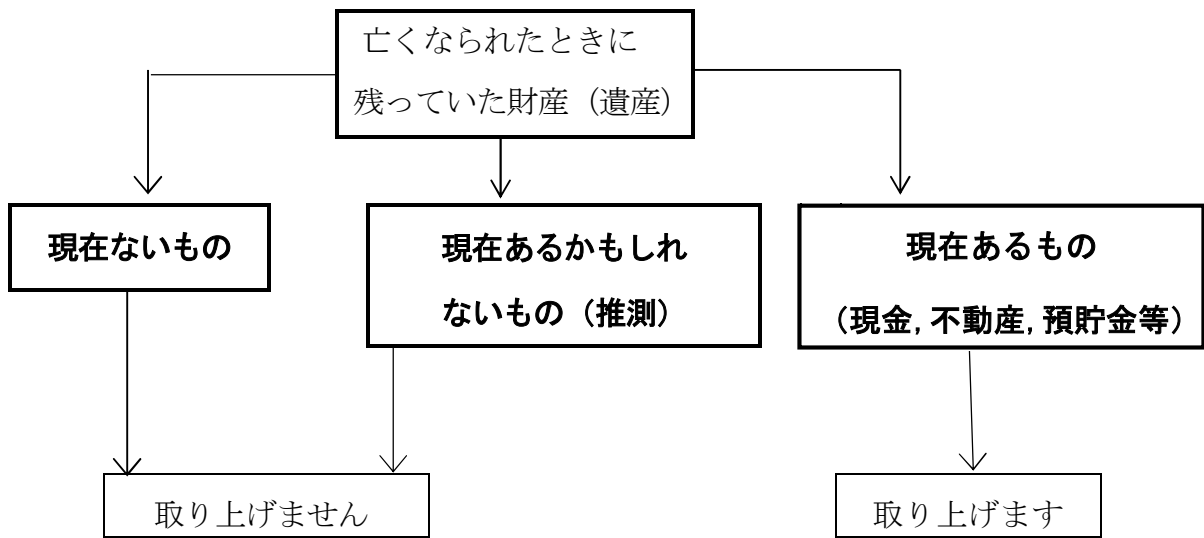
遺産分割の調停が成立に至るまでには、互いの主張が食い違うことがありますが、その場合には、ご自身の主張を裏付ける客観的な証拠を提出する必要があります。家庭裁判所は、当事者の一方の側に立って資料を集めることはできませんので、ご自身で証拠を集め、援助が必要なときには弁護士に依頼することを検討してください。証拠の提出がない場合には、ご自身の主張は調停の席で取り上げられないことがありますのでご注意ください。



### Q 2 被相続人には他にも預金があったはずなのですが？

A 遺産分割の調停は、あくまで現在ある遺産をどのように分けるかについて、話し合いで決める手続です。したがって、現在はない遺産については、遺産分割の調停で取り上げることはできません。そして、遺産として、現在どのような財産があるかについては、ご自身で必要な資料を集めていただくこととなります。

遺産分割の調停で取り上げることができる遺産は次のとおりです。



**Q 3 相続人の一部だけ、被相続人から多額の贈与を受けたことは、遺産分割と関係がありますか。**

A 相続人の中に、被相続人から遺言による贈与（これを「遺贈」といいます。）や生前に多額の贈与（これらの贈与を「特別受益」といいます。）を受けた相続人は、いわば相続分の前渡しを受けたものとして、遺産分割において、考慮されることがあります。

他の相続人が特別受益に該当する贈与を受けたとご自身が主張する場合には、その内容と金額を特定し、これを裏付ける証拠を提出してください。ただし、主張の内容や証拠により、特別受益と認められない場合があります。

**Q 4 私は、他の相続人よりも多く被相続人の介護をしてきたので、法定相続分よりも多く遺産をもらえますか？**

A 相続人の中に、被相続人の財産の維持又は増加に特別の貢献（これを「寄与分」といいます。）をした人がいる場合、遺産分割において、その人の貢献の度合いに応じてその人の具体的な相続分を算定することがあります。

貢献の内容としては、被相続人の事業に関する労務の提供、財産上の給付、

被相続人の療養看護などがありますが、寄与分が認められるためには、親族間において通常期待される程度を超えた特別の貢献が必要です。他の相続人との比較で決まるものではなく、単に他の相続人よりも貢献が大きいというだけでは寄与分にはなりません。また、その貢献によって、遺産が維持された又は増加したという因果関係が必要です。



特別受益の場合と同様、寄与分の主張をする場合には、寄与分の主張を裏付ける証拠を提出する必要があります。証拠の提出がない場合、その主張は調停の席で取り上げられないことがあります。

#### Q 5 調停で話し合いがまとまらない場合、どうなるのですか？

A 話し合いがまとまらずに調停が成立しなかった場合には、審判手続に移り、審判により判断が示されることになります。

おねがい



- \* 調停を続けるときは、次回の日時を決めてその日の調停を終わりにします。1回の調停を有効にお使いいただき、決められた期日は欠席・変更しないようご協力ください。当日は、予定が分かる手帳などをお持ちください。
- \* あらかじめ家庭裁判所に伝えたいご事情がある場合には、電話ではなく、書面でご提出ください。

#### 法律相談等を行う機関

##### 日本司法支援センター（法テラス）

経済的に余裕のない方が法的トラブルにあった時に、一定の要件のもとに無料で面談の法律相談（事前予約制）や弁護士・司法書士の費用の立替え（審査があります）を行っています。詳細については、「法テラス・サポートダイヤル」にお問い合わせください。

法テラス・サポートダイヤル 0570-078374

電話受付時間 平日：午前9時～午後9時 土曜：午前9時～午後5時

<http://www.houterasu.or.jp>